

利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割です。
(一定以上の所得のある方は2割及び3割が利用者負担となります)但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※当事業所は介護職員処遇改善加算Ⅰ(13.7%)を基本料金と各種加算を合計した単位数に掛けることで算定しています。

介護職員処遇改善加算とは、利用者様に直接介護サービスを提供する職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的に創設された加算です。

訪問介護(要介護1~要介護5)

【料金表-基本料金・昼間-】

身体介護	
20分未満	167 単位/回
20分以上 30分未満	250 単位/回
30分以上 1時間未満	396 単位/回
1時間以上 1時間30分未満	579 単位/回
以降 30分経過ごと	84 単位/回

生活援助	
20分以上 45分未満	183 単位/回
45分以上	225 単位/回

身体生活	
身体 30分未満生活 30分未満	317 単位/回
身体 30分未満生活 60分未満	384 単位/回
身体 60分未満生活 30分未満	463 単位/回

通院等乗降介助	
1回	99 単位

基本料金に対して、

早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分で訪問した場合は、2人分の料金となります。（同行訪問介護の場合は除く）

※新規の利用者様の初回訪問時には200単位の初回加算が加算になります。

訪問型サービス（要支援1・2 事業対象者）

【料金表-基本料金-】

区分	内容	基本料金 (月額)
訪問型サービス (I)	週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされる方	1,176 単位/月
訪問型サービス (II)	週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされる方	2,349 単位/月
訪問型サービス (III)	週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされる方	3,727 単位/月

1 単位 = 10 円で換算します

※新規の利用者様の初回訪問時には200単位の訪問型サービス初回加算が加算になります。

(2) 交通費

交通費は無料です

(3) 通院等乗降介助利用時の移送料

喜多方旧市内 一律 500 円

旧市内を除く喜多方市内 一律 1,000 円

(事業所から 15 km以上迎車料金 400 円)

喜多方市外 初乗り 2 km 400 円

以降 1 km増し 80 円

(事業所から 15 km以上迎車料金 400 円)

※介護タクシーみらいの利用は要介護の利用者様のみ可能です。

ケア・サービスみらいと契約のある方のみです。当日の利用はできません。

キャンセル料

〔契約書別紙〕に準ずる。